

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第5回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 萩原 靖殖		
日 時	令和2年3月23日（月） 午後2時49分	場 所	市役所本庁舎4階 中委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長 議会事務局 石井局長、東山主任主事、萩原		
【会議の概要】			
議題			
(1) 附帯決議の取り扱いについて			
(2) その他			
《決定事項等》			
(1) 附帯決議の取り扱いについて			
・一般会計予算、14号が可決された後で、附帯決議を追加日程第1 発議案第1号、「議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算に対する付帯決議」として、直ちに議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行う。			
(2) その他について			
・特になし。			

石井事務局長：

それでは、委員会につきまして、会議につきましては血協委員長にお願いいたします。

血協委員長：

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第5回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題の通りでございます。議題1、付帯決議の取り扱いについて、を議題といたします。事務局より、取り扱いについて説明を求めます。

石井事務局長：

それでは、付帯決議につきまして説明をさせていただきます。

付帯決議は、議案等に対する執行上の要望や勧告、留意事項などを議会の意思としてまとめたものになります。

提出にあたっては、その議案が可決されることが前提となりますので、議案が可決された直後に提出するものになっております。従いまして、今、一般会計予算、14号が可決された後で、直ちに議題とする必要があることから、このあとの流れでございますが、付帯決議を追加日程第1として、議題とすることを最初にお諮りすることになります。議題とすることに異議がなければ、次に追加日程第1、発議案第1号、「議案第14号 令和2年度白井市一般会計予算に対する付帯決議」を議題といたしまして、提案理由の説明、質疑、討論、採決でお願いしたいと思います。

血協委員長：

ただいま事務局長から説明のあったように、付帯決議を追加日程第1とし、直ちに議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決とすることにご異議ございませんか。異議なしと認めます。それでは追加日程第1とし、直ちに議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決とすることに決定をいたしました。

議題2 その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。次に議長からありましたらお願いいたします。

長谷川議長：

新しい議場になってから初めての発議案となります。質疑の受け方ですが、従来の決議案と同様に報告者の席に提案者並びに賛成者のうちどなたか一人座っていただいて、2人で質疑を受ける形にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

血脇委員長：

事務局から何かございましたらお願いします。他に何かございますか。よろしいですか。無いようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りありがとうございました。

－閉会 14：52－